

「日比谷中田 M&A ニュースレター Vol. 2 (2017年7月号)」をお送りします。

--- 目次 ---

1. お知らせ
2. 当事務所の最近の関与案件
3. 最新トピック (中国独禁法における企業結合届出規制の留意点と最新実務)

---

## 1. お知らせ

---

### ■ 事務所フロアが富国生命ビル 22 階へ移転

2017年6月26日から、3フロアに散在していた当事務所のオフィスがすべて富国生命ビル内の22階に移転しました。移転後も、電話番号・メールアドレスに変更はございません。

### ■ 当事務所の弁護士によるセミナー情報をご案内します。

#### ◆ テーマ：「事例から学ぶ『海外 M&A』を成功に導くための方策」

- 講師：森幹晴 弁護士
- 日時：2017年8月3日(木) 午後1時00分～午後4時00分
- 会場：企業研究会 セミナールーム  
(東京都千代田区麹町5丁目7番2号 麹町 M-SQUARE 2F)  
<https://www.bri.or.jp/seminar/76154>

#### ◆ テーマ：「【事例から導く】海外 M&A 成功の方程式 ～海外 M&A の各局面で、買収リスクを発見し最小化するためのノウハウ～」

- 講師：森幹晴 弁護士
- 日時：2017年8月31日(木) 午後2時00分～午後5時00分
- 会場：金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム  
(東京都中央区日本橋茅場町1-10-8)  
<http://www.kinyu.co.jp/cgi/seminar/291657.html>

#### ◆ テーマ：「法務担当者のためのクロスボーダーM&A – 今すぐ現場で使える実務知識を詳しく解説」

- 講師：村田晴香 弁護士
- 日時：2017年9月7日(木) 午後1時30分～午後4時30分
- 会場：金融ファクシミリ新聞社セミナールーム  
(東京都中央区日本橋小網町9-9 小網町安田ビル2階)  
<https://www.fngseminar.jp/seminar/index.php?p=detail&num=3397>

#### ◆ テーマ：「M&A 担当者のための実務解説 企業価値評価の仕組み 買収価格の算定・交渉のポイントと買収契約書での価格調整条項」—6月1日のセミナーが好評だったため再演です。前回ご興味がありながら日程が合わなかった方は、是非ご参加ください。

- 講師：中田順夫 弁護士
- 日時：2017年9月8日(金) 午後2時00分～午後5時00分
- 会場：金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム  
(東京都中央区日本橋茅場町1-10-8)  
<http://www.kinyu.co.jp/cgi/seminar/291717.html>

#### ◆ テーマ：「Case Study に見る海外 M&A 成功のための秘訣」

- 講師：中田順夫 弁護士
- 日時：2017年10月20日(金) 午後2時00分～午後5時00分

- 会場：企業研究会 セミナールーム  
(東京都千代田区麹町 5 丁目 7 番 2 号 麹町 M-SQUARE 2F)  
<https://www.bri.or.jp/about/access>

## ■ 寺田知洋弁護士の留学

寺田知洋弁護士は、6 月から 2 年間、海外留学（米国シカゴ）に出発しました。留学先は米国 Northwestern University の LLM の Tax 専門コースで、その後シカゴの大手法律事務所（Kirkland & Ellis）で実務研修の予定です。

---

## 2. 当事務所の最近の関与案件

---

当事務所が関与した最近の主な M&A 案件をご紹介します。

- オーケストラ・プライベート・エクイティが日本の上場会社であるマルマンの株式約 32%及びマルマンコリア（韓国）の株式 100%を相対取得する案件において、中田順夫、森幹晴、井上俊介、寺田知洋の各弁護士がオーケストラ・プライベート・エクイティのカウンセルを務めました。  
<http://www.nikkei.com/markets/ir/irftp/data/tdnr/tdnetg3/20170630/akgfs1/140120170630421025.pdf>
- 大日本印刷によるスイスの SIG との日本での合弁案件（開示後・進行中）において、中田順夫、森幹晴、井上俊介の各弁護士が大日本印刷のカウンセルを務めました。  
[http://www.dnp.co.jp/news/10124733\\_2482.html](http://www.dnp.co.jp/news/10124733_2482.html)
- イトーキによるインターオフィスとの間でのアメリカ Knoll 社製品の販売に関する合弁案件（開示後・進行中）において、中田順夫、村田晴香の各弁護士がイトーキのカウンセルを務めました。  
[https://www.itoki.jp/press/2017/1706\\_knoll.html](https://www.itoki.jp/press/2017/1706_knoll.html)
- メルシャンとヴィノスヤマザキの資本業務提携の解消案件において、中田順夫、山田広毅、長沼伶奈の各弁護士がメルシャンのカウンセルを務めました。  
[http://www.kirin.co.jp/company/news/2017/0627\\_05.pdf](http://www.kirin.co.jp/company/news/2017/0627_05.pdf)

当事務所のプラクティスの中心である日本企業による海外企業の M&A 案件は、現在、米国、イギリス、チェコ、オーストラリア、インドネシア、タイの各会社の買収案件が進行中です。同時に、国内会社の M&A 案件も、事業の売却案件 4 件、外資相手の 2 案件を含め、多数進行中です。

---

## 3. 最新トピック（中国独禁法上の企業結合届出規制の留意点と最新実務）

---

- 中国国外での M&A や green field での JV 設立でも、中国独禁法上の届出が必要となるケースがある

2008 年に中国独禁法が施行されてから約 9 年が経過し、一定規模の中国売上げのある企業同士の M&A 案件では中国独禁法上の届出が必要になるケースがあるとの認識が浸透してきました。

しかしながら、中国独禁法の企業結合届出制度については、green field での JV 設立で JV 自体にはまだ中国売上げがない場合でも届出が必要となるケースや、共同支配権（joint control）があれば JV の少数出資者も届出義務があるなど、我が国と異なる制度もあります。そこで今回は、最近の複数の案件アドバイスを通じた実務経験を踏まえ、中国独禁法上の企業結合届出制度の留意点と最新実務の一端をご紹介します。

- 低い届出基準、しかもグループベースの売上数値で判断される

中国独禁法は、企業結合の届出基準について以下のとおり定めています。

- ① 企業結合の全ての事業者の直近会計年度の全世界売上高が合計 100 億円を超え、かつ、そのうち 2 以上の事業者の直近会計年度の中国国内の売上高がいずれも 4 億円を超える場合、又は
- ② 企業結合の全ての事業者の直近会計年度の中国国内の売上高が合計 20 億円を超え、かつ、そのうち 2 以上の事業者の直近会計年度の中国国内の売上高がいずれも 4 億円を超える場合

このように売上数値だけで届出の要否が判断されるので、売上基準さえ満たせば、中国国外での M&A や green filed での JV 設立であっても、また企業結合の当事者間に競合関係がなくても、中国での届出が必要となります。

留意点として、上記の売上基準は、企業結合の当事会社単体ではなく、グループの売上ベースで判断されます。そのため、中国国外での M&A や JV 設立の場合で、対象会社や JV 自体に中国での売上げがない場合であっても、結合当事者の企業グループが売上基準を満たすと中国での届出が必要となります。

届出の不履行は、最大で 50 万元の罰金の対象とされています。実際、過去に中国商務部 (MOFCOM) に対し届出を行わなかったために外国企業が罰金を科された事例も存在します。しかも、MOFCOM へ届出をする場合には、関連市場における過去 3 年間の企業結合取引を報告する必要があるため、一度届出を怠ると、その後 3 年間は別の企業結合取引に関する届出の際に過去の届出不履行が発覚するリスクがあるので留意が必要です。

#### ■ JV 設立では、少数出資者でも届出が必要となるケースがある

中国独禁法上、JV 設立の場合には、JV に対して「共同の支配権 (joint control)」を有する出資者に届出義務があります。「共同の支配権 (joint control)」の範囲について、明確な基準があるわけではないようですが、各出資者の出資比率、董事の指名権の有無・人数、JV 運営に関する全員一致決議事項 (拒否権) の範囲等を考慮し、JV 運営に決定的な影響力を有するか否かにより判断されるようです。

そのため、JV の多数出資者だけでなく、少数出資者であっても、董事の指名権を有し、JV 運営に関する重要事項に拒否権を有する場合には、「共同の支配権者」として届出が必要となるケースがあるので要注意です。これは EU 型の届出制度で採用されている考え方で、中国を含め EU 型の届出制度を取っている国で共通して問題となる論点です。

#### ■ 簡易審査の要件と、MOFCOM による簡易審査の要件認定の一部厳格化

中国独禁法上の届出が必要な場合、通常審査だと届出資料の準備から審査完了まで半年ほど要するケースも珍しくありませんが、簡易審査だと当局へのコンタクト開始から約 2-3 か月で審査が終了することもあります。また、簡易審査では、申告資料も簡素化され、収集に時間のかかる中国国内関連事業体の営業許可証や外商投資企業認可証のコピーの提出が不要となるほか、関連市場の供給者・顧客の情報、新規参入状況等に関する詳細情報の記載が不要となります。

このように簡易審査には日程上、手続上のメリットがあるため、中国独禁法上の届出要件を満たすケースでは、次に簡易審査の要件を満たすかどうか重要な関心事となります。

簡易審査が認められるためには、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。「シェアが低い場合」として、①水平統合で統合後のシェアが 15%未滿のとき、②垂直統合で、各当事者の上流又は下流でのシェアがいずれも 25%未滿のとき、③水平統合・垂直統合に該当しない場合で、各当事者のシェアがいずれの市場でも 25%未滿のとき、また「中国市場に対する影響が少ない場合」として、④中国国外で JV を設立する場合で、JV が中国国内で経済活動を行わないとき、⑤外国企業の持分・資産を買収する場合で、当該外国企業が中国国内で経済活動に従事しないとき。

もっとも、最近、中国国外でのJV設立案件で協働した中国弁護士によると、MOFCOMは上記④の要件だけを根拠としては簡易審査を認めない傾向にあるようです。その背景として、申告時のJV契約では中国国内で経済活動を行わない旨の定めを設けて④の要件を根拠に簡易審査を利用しながら、審査終了後にJV契約を修正して中国国内で経済活動を開始するといった、趣旨に沿わない制度の利用事例があったようです。

そのため、上記①-③のシェア要件の検討の重要性が高まり、案件の早い段階から（例えばDD段階から）、クローリングの日程を策定する上で、中国届出の要否と簡易要件の充足を確認するために、当事者の市場シェア分析（関連する地理的市場、製品市場の分析）を行うことが重要になってきています。

M&AやJV設立の案件を担当する場合、中国国外の案件であっても、企業結合の当事者グループの売上げペースで上記の売上基準に該当するときは、中国での届出要否、簡易審査の利用の可否について専門家と事前によく検討し、必要な手続を日程案に組み込んでおくことが大切です。

#### 日比谷中田法律事務所

■ 本メールは、日比谷中田法律事務所所属の弁護士が名刺交換をさせていただいた方々、もしくは同事務所所属の弁護士が講師を務めたセミナーにお申込みいただいた方々へお送りしております。

■ 配信停止、新規配信のお申し込みはこちら

[newsletter@hibiya-nakata.com](mailto:newsletter@hibiya-nakata.com)

■ お問い合わせ先

日比谷中田法律事務所

◆中田順夫 代表パートナー弁護士

Tel: 03-5532-3110（直通）

E-mail: [nobuo.nakata@hibiya-nakata.com](mailto:nobuo.nakata@hibiya-nakata.com)

◆森 幹晴 パートナー弁護士

Tel: 03-5532-3120（直通）

E-mail: [mikiharu.mori@hibiya-nakata.com](mailto:mikiharu.mori@hibiya-nakata.com)

〒100-0011

東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 22 階

<http://hibiya-nakata.com/>

※本ニュースレターは、クライアントの皆様への一般的な情報提供を目的とするもので、法的アドバイスを提供するものではありません。個別案件については当事務所の弁護士までご相談ください。